



各位

不動産投資信託証券発行者名 東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地 アドバンス・レジデンス投資法人

代表者名 執行役員

髙坂 健司

(コード番号: 3269)

資産運用会社名

東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地 ADインベストメント・マネジメント株式会社 代表者名 代表取締役社長 髙坂 健司 問合せ先 取締役経営管理部長 木村 知之

(TEL: 03-3518-0480)

資産運用会社の社内規程(運用ガイドライン)の一部変更に関するお知らせ

アドバンス・レジデンス投資法人(以下「本投資法人」といいます。)の資産運用会社であるADインベストメント・マネジメント株式会社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、社内規程である運用ガイドラインに規定する「ポートフォリオ方針」の一部変更(以下「本変更」といいます。)につき決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本変更の概要

本投資法人は、上場来長期安定的な利益分配の実現を目指し、良質なポートフォリオを形成してまいりました。この度、その運用実績等を踏まえ、本投資法人のポートフォリオ方針における投資対象エリア分類の簡素化及びそれに伴う投資比率の設定を行います。

具体的には、まず、都心主要7区(港区、千代田区、渋谷区、新宿区、目黒区、世田谷区、品川区)と都心部(都心主要7区を除く東京23区)の2つのエリアを集約した投資対象エリアを「東京23区」とするとともに、首都圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の1都3県)と政令指定都市及びこれに準ずる都市の2つのエリアを集約した投資対象エリアを「その他地域」として、簡素化します。

その上で、投資対象エリア毎の投資比率について、「東京23区」の投資比率を $70\%\sim100\%$ とし、「その他地域」の投資比率を $0\%\sim30\%$ にそれぞれ設定します。

なお、都心主要7区、都心部、首都圏、政令指定都市及びこれに準ずる都市の4つの分類につきましては、 引き続き開示資料等で使用します。

詳細は別紙「運用ガイドライン新旧対照表」をご確認ください。

2. 変更予定日

2015年9月1日 (予定)



3. その他

本変更に伴い、金融商品取引法の規定に従い、2015年9月1日付で関東財務局長に臨時報告書の提出を行う予定です。

以上

- * 本資料の配布先:兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページアドレス http://www.adr-reit.com



<別紙>

運用ガイドライン新旧対照表

(注)変更のある箇所のみ記載しており、それ以外の規定に関しては記載を省略しております。なお、下線は変更箇所を示します。

旧(変更前)		新(変更後)		
第1投資方針 2.ポートフォリオ方針 (2	2)投資対象地域	第1投資	方針 2.ポートフォリオ方針	(2)投資対象地域
本投資法人は、東京 <u>都心</u> を中心としながら、首都圏、 政令指定都市及びこれに準ずる都市に所在する物件に 投資し、以下の投資比率を目標に投資地域の分散を図り ます。		本投資法人は、東京 <u>23区</u> を中心としながら、首都圏、政 令指定都市及びこれに準ずる都市に所在する物件に投 資し、以下の投資比率を目標に投資地域の分散を図りま す。		
投資地域	投資比率		投資地域	投資比率
	(注3)			(注3)
都心主要7区(注1)	<u>40~60%</u>	東京23	区 (注1)	<u>70~100%</u>
都心部(都心主要7区を除く東京23区) 20~40%		その他は	也域(注2)_	0~30%
<u>首都圏(注2)</u> <u>5~20%</u>		(削除)		
政令指定都市等及びこれに準ずる都市	<u>5~20%</u>	(削除)		
(注1) 主要7区とは、港区、千代田区、渋谷区、新宿区、 目黒区、世田谷区、品川区を指します。 (注2) 首都圏とは、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉		(注1)	東京23区のうち、港区、千代田区、渋谷区、新 宿区、目黒区、世田谷区及び品川区を都心主要 7区とし、都心主要7区を除く東京23区を都心部	
<u>県の1都3県を指します。</u>			として分類します。	
(注3) 比率は、投資金額ベースとします。		(注2)	その他地域とは、東京23区を除く首都圏(東京	
			都、神奈川県、埼玉県、千	葉県の1都3県をいい
			ます。)、政令指定都市及びこれに準ずる都市	
			を指します。	
		(注3)	比率は、投資金額ベースと	します。